奈良春日 野国際フォ ラム管理規則の 一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県知事 荒 井 正 吾

奈良県規則第五十六号

奈良春日野国際フォ ラム管理規則 の一部を改正する規 則

部を次のように改正する 奈良春日野国際フォーラ ム管理規則 (昭和六十三年十月奈良県規則第三十七号) \mathcal{O}

を「一、 に、 六〇円」 円」を「一、 五六〇円」 一、八八〇円」 〇八〇円」に、 ○円」を「一、 〇円」に、 =別表舞台設備の項中「六一〇円」を に改め、 <u>_</u> 一三〇円」に、 に、 五〇円」 二六〇円」 七七〇円」 二七〇円」に、 同表音響設備の項中「一、〇二〇円」を「一、〇三〇円」に、「一、 に、 一五〇円」に、「一、 一三〇円」を「一、 に、 五七〇円」を「二、 に、 を「二、三〇〇円」 〇五〇円」 六四〇円」を「一、 一九〇円」を「一、 式 「七二〇円」を「七三〇円」 二二〇円」を「八、 〇1 | 〇円 J を 二 、 四〇円」を「五、 五四〇円」を「一、五六〇円」に、「一、二五〇 一五〇円」に、 「六二〇円」 六一〇円」に改め、 を「一、 に改め、 六七〇円」に、 〇八〇円」に、 三七〇円」に、 〇三〇円」 同表映写設備の項中「一、 に、 二三〇円」に、 $\frac{\neg}{\cdot}$ に、 に、 「九二〇円」を「九三〇円」 〇八〇円」を「三、一三〇 同表厨房設備 に、 兀 四 匹 兀 \equiv 〇五〇円」を「二、 一 円 」 五四〇円」 八五 を \mathcal{O} 〇八〇円」を 項中「三二、 ○円」を「 一三〇円」 七四〇円

を「三三、 一〇〇円」 に、 六、 二九〇円」 を「六、 四〇) 円 に、

九 \equiv Ě を 九 兀 \bigcirc 픤 に、 五五〇円」を「一、 五七 〇円

に、 八〇円」 九一〇円」 $\overline{}$ に、 九 を「九二〇円」 三〇円」 四七〇円」 八五〇円」 を を <u>-</u> _ に、 を 九八〇円」に、 「七五〇円」 九 〇円」に、 八八〇円」 を「七六〇円」 七、 に、 五四〇円」 一三〇円」 に、 八三〇円」 を を 七、 「六七 _ を ○円」を 六七〇円」に、 五. 〇 円

表諸設備の項中 四〇〇円」 八〇円」に、 八〇円」を 〇 円 _ に改め、 に、 に、 に、 1110円」 $\frac{\neg}{\cdot}$ 同表 五 五四〇円」 三〇円」 ントリー 〇八〇円」を「三、 を「八、三七〇円」 二三〇円」を 四二〇円」 四四〇円」 を「一、 に、 の項中 を を $\frac{1}{2}$ 五英 呵 五六〇円」 に、 二五〇円」 八五 一三〇円」に改める。 四六〇円」 七 同表中継の項中 〇〇円」に、 に、 に、 に、 を を 四 「七二〇円」を「七三〇円」 〇六〇円」 「二、三六〇円」を「二、 五 四三〇 八〇円」に、 〇五〇円」 一四〇円」を「五、 を「一、 <u></u> に改め、 を 〇七〇 同

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 条例第十一号) る設備等の使用及びその この規則の施行の際現に奈良春日野国際 第二条の規定により使用 使用料の 額につ 11 の承認を受けている者の当該使用 ては、 フォ ーラム条例 なお従前 の例による。 (昭和六十三年十月奈良県 の承認に係